

令和7年6月定例会

教育民生委員会 会議録

6月27日（金）

防府市議会

令和7年3回 教育民生委員会会議録

○日時 令和7年6月27日（金） 午前10時

○場所 議会棟3階 全員協議会室

○付議事件

（1）議案第58号 防府市手話言語条例の制定について

○その他 付託案件以外の質問

- ・地域クラブ活動移行に伴う諸課題について
- ・緊急就労応援事業について
- ・学童保育について

閉会中の継続調査について

○出席委員（9名）

教育民生委員長	久保潤爾
教育民生副委員長	生野美輪
教育民生委員	上田和夫
〃	河杉憲二
〃	田中健次
〃	原田典子
〃	藤村こずえ
〃	藤本真未
〃	和田敏明

○欠席委員（なし）

なし

○委員外議員（7名）

石田卓成
上野忠彦
河村孝
松村学
宮元照美
村木正弘

○説明のため出席した者（16名）

福祉部長	藤 井 一 郎
福祉部次長	伊 藤 忍
福祉総務課長	金 子 千 枝
福祉総務課主幹	米 村 雄 二
高齢福祉課長	作 間 裕 子
高齢福祉課主幹	山 口 佐 貴 子
障害福祉課長	重 田 英 之
保健こども部長	石 丸 典 子
保健こども部次長	尾 中 克 則
子育て推進課長	大 濱 歩
教育長	江 山 稔
教育部長	高 橋 光 男
教育部次長	松 田 伸 一
学校教育課長	藤 井 学
学校教育課主幹	門 出 知
学校教育課主幹	中 村 武 司

○出席書記

白 瀧 ナ ミ

午前10時 開会

○久保委員長 おはようございます。ただいまから教育民生委員会を開催いたします。

それでは、さきの本会議において、当委員会に付託となりました案件について審査を行いますので、よろしくお願いたします。

なお、発言の際は挙手の後、マイクを手に持って発言されますようお願いいたします。

議案第58号 防府市手話言語条例の制定について

○久保委員長 初めに、議案第58号防府市手話言語条例の制定についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○伊藤福祉部次長 皆さん、おはようございます。福祉部でございます。

それでは、議案書35ページ、議案第58号防府市手話言語条例の制定について御説明いたします。

本案は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者等や手話に対する理解を一層広げ、手話を使用しやすい環境を整備することにより、全ての市民が安心して生活することのできる共生社会を実現するため、必要な事項を定めようとするものでございます。

内容といたしましては、手話に対する理解の促進等を図るための基本理念並びに市の責務、市民等の役割及び事業者の役割を明らかにし、市が推進する施策など必要な事項を定めるものでございます。

令和4年の防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の制定から約3年が経過いたしまして、関係者の皆様からの御意見を踏まえまして、本年11月にデフリンピックが日本で初めて開催されることも一つの契機といたしまして、このたび本案を提出したものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 まず、市民の定義についてですけれども、以前に、こういうものを考えているということで、パブリックコメントの前に、市民の定義が自治基本条例の市民の定義と異なっていると、自治基本条例の市民の定義は、市内に住所を有する人という形であったと思うんですが、それで、市内に通勤し、もしくは通学する者は市民等という形で、市民と市民等を区分するというのか、整理するという形でしております。

そういうふうにすることが、市として、条例によって市民の定義が変わるというのは、あまり好ましいことではないと思うので、ぜひその再検討をということをお願いしましたが、内部的にはそこはどのような形になったのか、それについてお願いします。

犯罪被害者の条例については、市民は市内に住所を有する人という形で整理をされております。

それから、ほかの条例もこれまで、どちらかというとそういうふうな形をして、令和4年のコミュニケーション条例のときには、私はぼんやりしておったのだろうと思うんですが、今回と同じような形の市民の定義になっております。それに合わせたのかもしれませんが、この辺は法令との調整みたいなこともあると思いますが、今どのような御見解でしょうか。

○重田障害福祉課長 お答えいたします。

まず、定義が条例によって異なるということに関しましては、法務部門にも確認しまし

たところ、実際、条例ごとに定義されるものなので、それが異なっても問題はないというところでございます。

こちらの手話言語条例やコミュニケーション条例に関する市民の定義の考え方でございますけれども、まず、自治基本条例につきましては、市民と市民等を分けている理由の一つに、市民について、地方自治法に定めるところによる市民代表を選ぶ権利とか、こういった権利も明記されておりますので、住所のあるなしで厳密に市民と通勤・通学する方とを分ける必要がございますけれども、手話言語条例やコミュニケーション条例につきましては、防府市に関わる人、住所のあるなしにかかわらず全ての方が同じ方向性といいますか、この理念に沿って手話を言語として認識して、手話をしやすい環境をつくるという目的の下にこういう条例を定めたいと考えておりますので、住所のあるなしにかかわらず、市民という形で条例のほうに定義させていただいております。

以上でございます。

○田中（健）委員 分かりました。そういう形で整理されれば、それでいいと思います。

2点目は、実は6月18日に、手話に関する施策の推進に関する法律案、手話施策推進法というふうに略されるようですが、これが、先週6月18日に最初に参議院で可決をされ、そして衆議院で可決をされて、2日前、6月25日に公布・施行されました。

それで、内閣府のホームページを見ると、この法律の概要と、それから本文、それから法律の施行に関する通知文、こういったものが内閣府の中に出ております。

それで今、Side Booksの教育民生委員会のところにも、お願いをしてお上げていただきましたが……。

○久保委員長 すみません、今、田中健次委員から御紹介がありました資料を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時 8分 開議

○久保委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

田中健次委員、質問を続行してください。

○田中（健）委員 これは1枚物の概要という形で、よく、新しく法律ができるときにはこんな形で示されます。その基本理念というところが上のほうにあります。基本理念（2条）で、①、②、③とあります。①は手話の習得・使用に関する施策ということで、合理的な配慮であるとか、必要な環境の整備ということが言われております。

それから、③は手話に関する国民の理解と関心を深めるというような形で、こういった

ものは今回の条例には含まれておりますが、②の中身、特にアンダーラインが引っ張ってあって、ちょっと太字になって色が変わってあるところ、手話文化の保存・継承・発展ということで、この手話文化という言葉そのものが市の条例にはないわけです。

国のほうは、こういう形で基本理念を3つ分けて、その3つのキーワードが、一つが手話の習得・使用、もう一つが手話に関する国民の理解と関心、もう一つが、2つ目に上げているのが手話文化の保存・継承・発展という形で、大きな三本柱の一つになっております。

その下の3条のところは、国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有するというところで、基本的施策の⑦、右側の一番上ですが、手話文化の保存・継承・発展という形でこれが掲げられております。

国のつくった法律のほうは、言ってみれば後出しじゃんけんの形なので、こういうものが事前に、うちの条例をつくる前に示されておれば、当然そういう内容が盛り込まれていたと思うんですが、こういった形で国の法律で基本理念に定め、そして基本的施策の中の13の項目の中の一つという形になっておるわけですから、この条例については、これで特に異論があるわけではないんですが。

条例が議決して施行された後、ある程度の、例えば1年だとか、それぐらいの間に条例の改正というようなことが、こういう法律の趣旨にのっとってされるべきだと思うんですが、その辺で、急な話なので難しいかもしれませんが、お考えを示していただければと思います。

○重田障害福祉課長 お答えいたします。

このたび上程させていただきました手話言語条例案につきましても、全体を見れば、こういった手話文化に関することも尊重するということは、うたっていると考えてはおるんですけれども、このたび法律のほうも制定されましたことから、他市、県も手話言語条例を制定しておりますので、そういったところの対応も参考にさせていただきながら、必要であればそういった見直し等も含めて検討していきたいと思っております。

○田中（健）委員 似たような事例が、空き家の管理条例について、これは防府市議会の議員提案で、議会のほうが最初、提案するという形で準備しておって、途中から、いや、執行部のほうがやりますという形で、執行部のほうがつくられて条例になりましたが、しばらくすると、国の空き家対策法が制定されて、それによって、それまでの条例はかなり全面的に見直すという形でありました。

今回の場合には、それほど全面的に見直すような中身ではないとは思いますが、ぜひ、今後その辺は一つの課題と捉えて取り組んでいただきたいということを意見として申し上げ

げておきます。

○久保委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

○河杉委員 条文で少し、今後のことも踏まえて整理したいと思い、お伺いしますが、令和4年にできた国の基準条例については、全体的では障害者並びに筆記者等々を含めた形の条例を立ち上げておりますけれども、全体的に第8条までなんですよね。

今回、手話言語条例ということで第10条、主に財政上の措置ということで、読み込んでいきますと、施策の推進の後、今回、その前に事業者の役割というのがありますけれども、今度、事業者の支援ということで、行政サイドのほうの形で条文化しております、その後、情報通信技術の活用ということで、これも第9条ということで特出ししてありますが、その辺の流れの中で、今回、いわゆる手話言語ということに対する取組をかなり強調しているのかなとは思ったんですけども、その辺の意図は何かあるわけでしょうか。

○重田障害福祉課長 お答えいたします。

コミュニケーション条例の後に手話言語条例を制定するという流れになっておりますけれども、まず、コミュニケーション条例では、障害者全般のコミュニケーションの手段の利用促進という形で目的としておるんですけども、手話が言語であるということの明確な規定がされていなかったということで、手話は単なるコミュニケーションの手段だけではなく、日本語などと同じように、日本語などとはまたちょっと異なる語彙や独自の文法体系を持つ言語であるということをはっきりと規定した上で、今までろう者の方が育まれてきた文化、そういったものを尊重していくということで、改めて制定をさせていただきたいということでこのたび上程したものでございます。

また、事業者への支援や情報通信技術の活用ということも改めて、特に情報通信技術の規定などは時代の要請といいますか、どうしても近年、いろいろな分野でのDX化とかが進められていますので、そういったものも含めた、ろう者の方、聴覚に障害のある方にとってよりよいコミュニケーション手段も含めた対応が取れるようにということで定めさせていただいております。

以上でございます。

○河杉委員 分かりました。いずれにしても、手話言語ということについては、人と人がコミュニケーションを図るための一つの重要なツール、いわゆるしゃべることと同じだというような形で特出しして、よりそういった形の手話言語というものに対する国の考え方。

実は僕も知らなかったんですけど、先ほど田中委員さんからお伺いして、コミュニケーション条例は厚生労働省で、手話言語は内閣府の管轄ということで、以前私が一般質問し

たときには、コミュニケーション条例の中に手話言語を入れたらどうかということで統一したことを考えておったんですけれども、そうなってきたときに、より手話言語というのが、人と人のツールでは大変重要な位置を占めるんだなということは実は感じております。

その中で、第7条の施策の推進について、第1項第3号、4号、その辺りになるんですけれども、じゃあ、今後具体的にどのような形で、例えば3号の支援をする者の養成及び確保ということで、少なからず今、手話を使える方々というのは本当にごく僅かだろうと思います。そういった場合、今後どのような方向で進めていかれるのか、現段階で、今考えていらっしゃることを少しお願いいたします。

○重田障害福祉課長 お答えいたします。

まず、手話による意思疎通の支援をする者の要請及び確保ですけれども、これまでも手話奉仕員の養成講座を市のほうで委託して毎年開催しておって、その講座の受講を修了された方からも手話奉仕員になられている方もいらっしゃいますけれども、またそういった場もより多くといいますか、ほかの市民全体からのそういったものは興味を持っていただけるように、いろいろと周知も工夫して学べる場の創出もしていきたいと考えております。

また、こどもの頃から手話に親しんでいただいて、そういった手話もできるような方というのを育てていくことが、こういった支援者の確保にもつながると思いますので、これはまたこれから教育委員会とも詰めなければなりませんけれども、学校の授業等々でもそういった手話に触れる機会をつくれなかなということで、今後考えていきたいと思っております。

まずは11月に開かれるデフリンピックに向けまして、様々なイベント等で手話言語条例や手話に関する周知ができるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○河杉委員 分かりました。

これが、例えばそういった、第4号では機会を持っていこうということで提供する施策、これから行政がある程度推進していくための施策というのは大変だろうとは思いますが。特に小・中学生、幼いころからそういったものに接するということは、やはり福祉観点、情操教育にも非常にいいのかなという気はしておりますので、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

以上です。

○久保委員長 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 開議

○久保委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

○生野副委員長 最後に一言だけ。

この手話施策推進法で、いろいろな学ぶ機会とか、今、田中健次委員からも御指摘がありましたように、基本理念や基本施策、いろいろ法律で載っています。

それで、この条例においても、手話の理解の促進や普及及び手話をしやすい環境の整備ということが載っているように、この7月の市広報にこども手話教室が掲載されていて、早速この機会をつくられたのかなというふうに思ったんですけども。

どんどん今、手話を学ぶ機会をつくられて、やっていきますということでしたけれども、いざ実際に使おうと思うと、なかなか習っていても難しいと思うので、今後、学校ですとか、実際に手話を使う方との交流会とかがあったらいいのではないかと思うんですけども。また、デフリンピックなども行われて、実際に必要な方たちとの接する機会があったらいいかと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○重田障害福祉課長 お答えいたします。

今、障害福祉課にも3名の手話通訳者がおりますけれども、職員も含めまして、様々な場でいろいろ体験できるような場をこれから考えていきたいと思っております。

もちろん職員向けの手話講習会や、議員さん向けの手話講習会も今後も定期的に行えていけたらなというふうに考えておりますので、なるべくそういったいろいろな場で手話に触れる機会ができるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○久保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。どなたかございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、議員討議を終結し、討論を求めます。

○田中（健）委員 この条例は、当事者団体の方が長く待ち望まれていたものでありまして、紆余曲折がございましたけれども、こういう形で条例が制定されるということについては賛成をいたします。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 討論を終結して、お諮りします。本案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号については原案のとおり全員一致で承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件についての審査を終了いたします。ここで、執行部入れ替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

付託案件以外の質問

○久保委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続きまして、付託案件以外の質問通告書が、藤本委員及び原田委員から提出されておりますので、順次質問していただきます。

初めに、藤本委員の教育部、地域クラブ活動移行に伴う諸課題についてに関する質問をお願いします。

○藤本委員 おはようございます。すみません、量が多いので一問一答形式でお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○久保委員長 今、一問一答形式ということで、藤本委員のほうからございましたが、執行部はよろしいでしょうか。一問一答で対応できますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

○藤本委員 ひとつ大きく、地域クラブ活動移行に伴う諸課題について、8点質問させていただきます。

1つ目、モデル事業に対する委託事業は今年度末で終了すると聞いているが、来年度以降は、その事業を継続するお考えはあるのか、市として補助金を出すお考えがあるのか、をお願いします。

○藤井学校教育課長 来年度以降の地域クラブに係るモデル事業等の国の事業につきましては、まだ示されていない状況でございます。

地域クラブへの補助については、今後示されます国や県の支援方策を踏まえて検討してまいります。

○藤本委員 ありがとうございます。

2点目の質問をさせていただきます。

来年度からのバスの運行について、送迎ルートの検討はどの程度進んでいるのかお願いします。

○藤井学校教育課長 お答えいたします。

小野・富海・大道中学校から中心部に向かうルートを基本に検討しておるところです。詳しいルートにつきましては、利用希望者や活動場所などの実態把握が必要なことから、現在はその準備段階にあります。今後、各クラブとも連携しながら検討を進めてまいります。

○藤本委員 小野・富海・大道を中心ということは、それが始まったら、今の電車の補助というのはなくなるという認識で合っていますか。

○藤井学校教育課長 公共交通機関の利用に係る経費の負担については、今後も継続していきたいと検討しているところでございます。

○藤本委員 継続ということは、バスも乗れるし、電車でもいいしということで大丈夫ですか。

○藤井学校教育課長 その辺りの詳細につきましては、12月以降、各クラブの生徒というものを確定したときに確認しながら検討してまいりたいと考えております。

○藤本委員 ありがとうございます。できるだけ早めにバスのルートを公開していただくよう再度お願い申し上げます。

3つ目の質問に行かせていただきます。

来年度から移動時のマイクロバスの運行が始まるが、県外遠征での使用・貸出し等はどうか。お願いいたします。

○藤井学校教育課長 お答えいたします。

マイクロバスにつきましては、移動支援のみでの運用と考えております。貸出しについては考えておりません。

○藤本委員 土日もフルで運行するというのでしょうか。

○藤井学校教育課長 土日については、今現在、こういった運用をするかについて検討しているところでございます。

○藤本委員 こちらのほうも要望をさせていただきたいのですが、空き状況があるのであれば、貸出しの方向性も視野に入れていただけると、少ない金額でクラブ運営をされていますので、非常に助かるという声をいただいておりますので、ちょっと検討していただけたらうれしいです。

4つ目の質問に入らせていただきます。

これまでは、中体連主催の大会で中国・全国大会に出場すると、交通費や宿泊代の半額ほどが補助される仕組みがありました。地域クラブ活動の移行でそれらの補助がなくなる。同様の仕組みが地域クラブにもあるとありがたいと思うが、執行部の御見解をお聞かせください。

○藤井学校教育課長 地域クラブの中国大会、全国大会への出場についても、現行の部活動と同様、支援していきたいと考えております。

○藤本委員 ありがとうございます。

5つ目の質問に入らせていただきます。

各学校のテスト週間が異なることによって、地域クラブの活動の休業期間が長くなってしまうということがあるが、テスト週間の統一について再度お伺いさせていただきます。よろしくをお願いします。

○藤井学校教育課長 各学校のテスト週間につきましては、各学校で設定しているため、できるだけ合わせるよう校長会等でも共有し、調整を行っているところでございます。

○藤本委員 ありがとうございます。現状の始まっているクラブ活動で、ここは完全に支障が出ているところではあるので、校長会のほうで、もう少し強めに要望を言っていて、できるだけ合わせていただける形を取っていただくよう強く要望していただきたいなと思っております。

6つ目の質問に入らせていただきます。

土曜日参観日の日にクラブの試合が重なっています。学校かクラブかの選択を今後もするようになるかと思えます。年に行事を含め何回、土曜日の行事があるのかをお聞かせください。

また、その件に関しまして、教育委員会としての考えはいかがでしょうか。お願いいたします。

○藤井学校教育課長 学校によって回数は異なっておりますが、土曜日の行事につきましては、およそ4回から5回となっております。中体連の試合につきましては、学校と調整して開催しているところです。

○藤本委員 ありがとうございます。この4回から5回というのは、運動会とか文化祭等も含めてでしょうか。

○藤井学校教育課長 そうです。行事でございますので、運動会、文化祭、卒業式、土曜日開催の学校もございしますが、プラス、合わせて参観日の学校も含めての回数でございます。

○藤本委員 ありがとうございます。中体連が今後どのようになるかというのも課題だとは思いますが、現状、土曜日参観日等で、やま学の日を利用して休んでいるというのも、今現状で起こっていることです。

運動会や文化祭、卒業式等に関しましては、やっぱり家族での優先順位というものがあるかと思うので、運動会に行ってから試合に参加する等の事例もあるんですが、土曜日参観日のほうは、小学校から中学校になるにつれて、保護者の出席率というものがぐんと減るんですね。

なので、今後こうやってクラブ移行するということは、土曜日参観日が極論なくともいいのではないかというふうにも思いますので、御検討のほうをよろしくお願いします。

7項目の質問に入らせていただきます。

指導者の不足が生じている種目があると伺っております。今後、指導者の確保についてどのように取り組んでいかれるのか、また、今指導者が足りていない種目があれば教えてください。

○藤井学校教育課長 指導者への支援といたしまして、指導者資格取得費用の補助を行っているところでございます。今後も競技団体や協会連盟と連携しながら、継続的に指導者の確保・育成に努めてまいります。

なお、今現在、地域クラブの指導者で不足している種目についてでございますが、サッカー、バドミントン、卓球の3種目につきまして不足している状況でございます。

○藤本委員 指導者資格の補助というのは、いつまで、取りあえず今年度ですか、また来年度も一応あるということをお言われたんですか、すみません。

○藤井学校教育課長 今年度については確実に補助してまいります。来年度以降につきましても今後検討をしてまいります。

○藤本委員 すみません、関連だと思うので、ここでちょっと質問をさせていただくんですが、サッカーに関しては、指導者は足りているとは聞いているんですが、代表になってくれる人がいなくて、1つのチームに今、1年生だけで50人集結しているというふうに認識しています。2年生も入ってきて、今、70人が同じところでやっているというふうに聞いているのですが、この分け方を――3つの場所を確保しているというふうに私は確認しているんですが、1年生はここ、2年生はここ、3年生になったらここみたいな感じで今、サッカーの中でちょっとごたごたになっているというふうに聞いていますので、そのほうの調整というか、やり取りというのは、サッカーの指導者の方が決められるんですか、そこに市は関与しないんですかね。

○藤井学校教育課長 すみません、そのあたり詳細につきましてはちょっと把握ができて

おりませんが、基本的には指導者の方々に調整されているというふうに考えております。

○藤本委員 分かりました。

クラブ活動について最後の質問をさせていただきます。

来年度より新しい種目も地域クラブに登録できると伺っております。地域クラブ、民間の習い事との違いというのは何でしょうか。登録するメリットを教えてください。

○藤井学校教育課長 防府市地域クラブは、活動日数や活動時間など、認定要件ガイドラインを遵守する必要があります。

また、メリットといたしましては、中学校施設を優先的に利用できるといった支援を受けることができるといったところがメリットでございます。

○藤本委員 新しい種目で入りたいといっているところを2個だけ聞いているんですが、ドッジボールとラグビーでお伺いしています。

現状は空いている学校というのがあるのでしょうか。

○藤井学校教育課長 各中学校の体育館、あるいは運動場の空き状況につきましては、細かくは把握できておりませんが、その辺りにつきまして、また情報を入れていただければ、どこそこの中学校が空いているか空いていないかといったところ、御回答ができるかと思っております。

○藤本委員 再度確認させてください。地域クラブに登録するメリットは、中学校を優先的に使えるということで、認定要件としてはガイドラインに沿ってということ間違いはないですか。（発言する者あり）ありがとうございます。

○久保委員長 藤本委員からの質問は以上ですが、ほかの委員さん、何か地域クラブ活動移行についてお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

○和田委員 せっかく機会をいただいたので聞いてみたいと思うんですけど、私、玉祖小学校の体育館使用の会議に先般出まして、そのときにちょっと話が出たんですけど、練習のやりすぎだとか、暑さ対策がとかいう話が出たときに、ある方から、熱中症にならないように測るようなものがあって、今それが壊れているからやり直してほしいという話があって、そういったものというのは各学校に設置されているんですかね。

○江山教育長 熱中症を測る指数計というのは、各学校のほうで、体育とかいろんなことがあるので、必ず学校で準備をするようにしています。

だから、今から特に暑くなるので、その数字を見ながら、体育の授業をどうするかとか、中休みを外へ出すかということをやっておりますので、こちらが熱中症に関する情報、今から暑くなるよというときには、皆、各学校がそれを確実に確認するようにしておりますので、ただ、クラブとか単位じゃなくて、学校が持っているという認識であります。

○和田委員 その中でちょっと話が出たんですけど、その指数で、今日は部活はやめようねとか休憩しようねとかいったら、夏場は全くできないという、すぐいっちゃうというふうな話を伺っております。

その中で、私、一般質問の中でも言ったんですけど、例えばエアコンであったりとか、外だったら照明施設であったり、今から地域クラブがどんどん発展していくに当たって、そういった環境の整備も要望だけしておきます。回答は要りません。

○久保委員長 よろしいですか。

○和田委員 それと、また、実は私の知り合いが、それこそソフトテニスの指導者として入るんですけど、すごいぐちぐち言っていて、知り合いから通じて無理やり言われて断れなかったと。金もらえないのに俺やらなきゃいけないのかというようなことが、その僅かなお金でということ、そんなこどもたちの責任まで持てないということも言われていましたので、その辺のケアのところもしっかりとお願いします。要望しておきます。

以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○藤本委員 すみません、2点ほど再確認させていただいてもいいですか。

3番のマイクロバスの貸出しについてなんですけど、貸出しなしの理由は、もう一回簡潔にお願いできますでしょうか。

○藤井学校教育課長 お答えいたします。

管理責任でございますとか事故時の対応、あるいは保険の適用範囲、運転手の確保といった問題が課題として考えられるため、貸出しについては考えておりません。

○藤本委員 現状、遠征のときにレンタカーでバスを借りて出ているという状況がありまして、それで、これは部のほうから聞いてみてほしいということをお伺いしているんですけど、私も保険関係は詳しくないので、事故があったとき、管理責任はどうなるのかとかいうふうに言われてもちょっと分からないんですけど、レンタカー屋さんと一緒にかなとは思っているんですけど、違うんですかね。

運転手のほうは部のほうでできるようなんですけど、運転手がオーケーになれば、ここの2つの問題というのはクリアできるんでしょうか。

○藤井学校教育課長 地域クラブにつきましては、土曜日、日曜日といった休日も開催されておりますので、その辺りも含めてバスの貸出しということは考えておりません。

○藤本委員 そもそも最初の貸出しできない、なしの理由で言われたのは別で、日曜日でも全部運行するからというのもあるということですか。はい。

もう一点、先ほどの4番の質問なんですけど、中国大会、全国大会は今までどおり支援さ

れるということでしたが、これは中体連の大会に限らずということなんでしょうか。

○藤井学校教育課長 中体連以外につきましても検討していきたいと考えております。

○藤本委員 もう一点質問いいですか。

○久保委員長 どうぞ。

○藤本委員 学校の備品に関して、各学校でこの種目、種目、種目と決まっていると思うんですけど、例えば余っている備品だとかというのは、その部がおのこの部でやり取りして動かしているという現状はあるんでしょうか。

○藤井学校教育課長 今現在、既に動かしているというか、共有を図っているかどうかというところはちょっと把握できておりませんが、今後、各クラブの数というものが確定してきましたら、その辺の備品の共有といったものも検討していきたいと考えております。

○藤本委員 備品共有に関しては、部同士のやり取りで大丈夫なんですか。それとも一回、市に相談する必要性があるんでしょうか。

○藤井学校教育課長 その備品と言われるもの、いろんな道具とかあろうかと思うんですが、その道具をどういった経緯で購入しているか、その学校にあるのかというところで、またちょっと異なってくるかなというふうに考えております。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○藤村委員 教育委員会におかれましては、地域移行に関しまして、他市に先駆けて取り組まれていることをすごく御苦労があったかと思いますが、まずは敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

私は、個人的にはといたしますか、地域移行をするということは、この日本の社会において仕方ないことなのかなというふうに思っております。この少子化の中、本市におきましても大規模校とか小規模校があって、小規模校ではチームスポーツができないとか、指導する教員がいないとか、不公平がありますよね。そこを地域移行することによって、いろんなところに行ける。

今、防府市がつくったシステムによれば、本当、どこの校区に生まれても、どこのスポーツも体験できる、文化活動も体験できるということで、それはありがたいなというふうにも思っておりますし、また、これまでは試合に勝つことを最優先みたいのところがあったその活動が、それだけではなくて、こどもの将来にもいい影響があるんじゃないかというふうにも思っております。

まずは試合に出たいとか、レギュラーになりたいとか、練習に励むことはいいことではあるんですが、そのおかげで過度な練習があったりとか、成長期の段階にある中学生のこどもの体に負担があるんじゃないかなとも思いますので、そういったことも軽減されると

いますか。試合に勝つことだけでなく、スポーツをするにしても、文化活動をするにしても、部活動に入ること、友達と一緒にいる時間が長くなる、それが楽しいとか、それ一つを取っても、イコール学校に行くのが楽しいとか、そういうことの理由の一つになれば、それでもいいのかなというふうにも思うので、そういう機会がたくさん増えるというのは、すごいありがたいなというふうに思っております。

それに関して、移動の問題とか、お金の問題とか、いろんな問題があることも事実ではあるので、それに対して、今一生懸命取り組まれていることも理解しておりますので、要望にかなえられるところはかなえてあげてもいいし、そして、ちょっと難しいところは難しいように、対処できるようなことを対処していただけたらなというふうにも思っております。

今、すごくスポーツのことが主にはなっておりますが、先日の田中委員の一般質問でも、文化活動もすごくいろいろ取り入れていらっしゃるということで、ガーデニングとか、華道とか、家庭科とか、化学とか、図書館クラブとか、美術とかダンスとかもあるということを伺っております。

本当、今までちょっとやってみたいなと思ってもなかなかできなかったことができる。それに地域の人たちが加わってくださるということで、今までは学校と保護者だけの中で完結していたことが、いろんな立場の大人の方と触れ合うことで、やっぱり子どもたちもコミュニケーション力も上がったりとか、こういう人もいるんだなと、いろんな人と触れ合うとか、地域の中に入って行くということも、まずいい影響があるんじゃないかなと思うんですが。

やっぱり、こういう文化活動に関しては、公民館で行われているサークルをやっている指導者の方をお願いをしてというふうに伺っているんですけど、なかなかやっぱりそれが、どこまでマッチングできているのかなというのがちょっと、ぜひ、本当。

すみません、長くなって、昔の話で申し訳ないんですが、私、こどもの頃は、生花クラブというのが昔ありまして、例えば、手芸をしたりとか、動物を育てたりとか、何かいろんなちょっと違う、普段しないことをちょっとやったりとかするのを選ぶのも楽しかったんですよ。

そうすると、大人になって編み物もできるようになりました。何かちょっとやっぱりそこに興味を持てたというか、こういうふうにしたらセーターはできるんだとか、そういうのが楽しかった思い出もありますので。

そういう機会を増やしてあげることも、この地域クラブではかなうんじゃないかなというふうに思うから、そういう公民館とかで指導していらっしゃる方と、うまく中学生もマ

マッチングできたら、例えば公民館に、サークルに通われている方は、結構御年配の方が多
いかもしれないけど、そこに中学生が入ってくことで、御年配の方も中学生と一緒に編
み物をしたりとか、そういうのができる時間が増えるということも一つの楽しみになるん
じゃないかなというふうにも思うので、そのマッチングは今のところどういうふうにな
っているのか教えてください。

○**江山教育長** いろいろありがとうございます、御意見。

今のところ8月以降にかなりの団体が地域クラブとしてスタートするんですけど、公
民館のほうでも、地域クラブではないけれども、中学校を受け入れてくれるという講座と
かサークルが、今、二十二、三いただいています。

ただ、クラブのように毎週とかじゃなくて、開催についてはそれぞれのサークルに合わ
せて、こどもたちにも地域クラブはこれがあるし、公民館に行ったらこういうのもあるよ
という形で紹介をしていくというふうにも今考えております。

○**藤村委員** ありがとうございます。毎週とかではなくてもいいと思うんですよね。本当
に月に1回とか月に2回でもそういう機会がある。こどもたちも違う大人と触れ合うとか、
何かそういう経験とかをどんどんさせてあげることも生きる力を育むといえますか、その
一環、一つになるのかなというふうにも思うので、そういう温かい地域交流といえますか、
そういったことも取り入れていただけたらなというふうにも思っております。ありがとう
ございます。

○**久保委員長** よろしいですか。

○**藤本委員** ごめんなさい。もう一点確認させてください。

2番のバスの運行ルートについてというところなんですが、小野と富海と大道を中心に
考えられるということで、その中心の防府駅、大道から中心、それでバスも電車も継続予
定というふうに言われたと思うんですが、電車も継続予定であれば、大道と富海の子達と
いうのは、電車で30分に1本あたりすると思うんですが。

今の現状、サッカーに行きたいんですが、家がバイパスを超えたところなんです。でも
距離がありすぎて行けませんとか、中関の中浦のほうはトンネルを越えて、ちょっと佐波
中まで行きたいとか、牟礼中まで行きたい種目があるんですと言われる子達の何か補助、
援助というのはどういうふうに行われているんでしょうか。

○**藤井学校教育課長** 市内全ての中学生の移動について網羅するということが大変難し
いところではございますので、その辺り可能な範囲で、先ほど申しましたように3つの
ルートの中で、途中で乗せたり、途中で降ろしたりとかということを可能な範囲で対応し
ていきたいというふうにも考えております。

○藤本委員 各学校がバス停みたいになるというイメージを最初の段階でお聞きしていたと思うんですが、今の現状も学校から学校、学校から学校というふうな流れにはなっているんですか。

もう一点、小野にもバスがあるというふうには聞いていて、3台プラス1台で小野のバスも活用する方向で最初考えられていたと思うんですが、現状は新しく購入する3台のみで検討ということなんでしょうか。

○藤井学校教育課長 その辺り3台プラス1台で運用していくか、新たに購入する3台で運用していくかといった辺りにつきましても、12月辺りにクラブの加入のほうが確定した上で、各地域の生徒数等を考慮しながら判断してまいりたいと考えております。

○久保委員長 もう一点あったと思いますけど、中学校に固定していくということについてが1問目であったと思うんですけど。

○高橋教育部長 バスは基本、小野・大道・富海から中心部のほうを向かうんですが、子どもたちが乗るのに当たっては中学校が便利かと思imasので、それは基本になろうかと思imas。

以上でございます。

○藤本委員 地域クラブのほうは、今の6年生であっても保護者の方もすごく心配されている問題でもあるかと思imas。

12月頃になると、本当に地域クラブのほうに行くのか、民間で探すのかというのをすごく検討されている子たちもたくさんいますので、できるだけ遠くの子たち、中浦のほうとかバスがないみたいなので、できたらそっちの、防府を4つぐらい、左右、上、下と4つぐらいから中心部に行けるように検討していただければなと思imas。

あと、できるだけ本当に早めに運行ルートの発表をしていただけると助かります。よろしくお願imas。

○久保委員長 ほかにござimasせんか。

○河杉委員 今のと関連なんですけれども、基本的に富海・大道からスタートして、途中、例えば子どもたちを拾っていくという言い方は大変失礼なんですけれども、中継してその目的地まで、それぞれ学校が違うとは思imasんですけれども、子どもたち、バスの最終的な目的地はどこになるんですか。

例えば種目によってそれぞれ違うと思imasですよ。ずっと回るということによろしいですか。

○高橋教育部長 御質問にお答えいたimas。

大道、小野、富海から中心部に向かimasけど、それで、途中で各中学校、地域クラブ

の会場となる場所がありますので、そういうのも経由しながら、途中で降ろすこどももおれば、その学校から別の中心部に向かう子がおれば乗せたりとか、そういうので防府駅のほうに向かっていくというようなルートは今、考えております。

以上でございます。

○河杉委員 分かりました。

ただ、私がちょっと懸念するところは、例えば地域クラブのスタートの時間がそれぞれ違うんですよ。と同時に、また終わり時間も違うんですよ。ですから、例えば、夕方5時くらいから始まって7時に終わるところもあるだろうし、7時から始まって9時に終わるところもある。

そういった場合に、そういった例えばバスを運行させるのかどうなのかという様々な課題もあろうかと思えますけれども、それはある程度出た段階で、今後、先ほど検討する、まだ検討段階だということだろうと思えます。

その辺も踏まえて少し、スタートの時間と終わり時間、だから、例えば市内で、今、私どもが考えているのは、夜9時まで、いわゆる地域の大人のクラブと併用して体育館でやろうとか、そういうことを考えれば、何とか人材を確保できるのかなというようなことで、やはり、今一番の課題は、4時半とか5時からの日中の指導者が本当にいないということで、苦慮しているのは現実でございます。

ですから、夜9時頃までじゃあこどもたちを引っ張っていいんだろうかというのもちょっとあったもんですから、その辺も踏まえて行っていただきたいと思えます。

それから、もう一点、運用の方法なんですけど、クラブ運営で、それぞれ月々の月謝といますか、それを基に指導者の報酬等々、それからクラブの運営資金をとということになるんですけども。

当初、立ち上げるときには、教育委員会のほうで、例えば、道具等に踏まえては支援しますよという話でありました。これは立ち上げのときだけなのか、それとも毎年、例えばある程度助成も考えていこうということもあるのかどうなのか、その辺のところを教えてくださいたいと思えます。

○高橋教育部長 御質問にお答えいたします。

議員の御案内のとおり、今、立ち上げについては、いろんな備品等の公費負担、支援をしているところでございます。

今後の支援につきましては、今、国のほうで、地域クラブに係る費用負担の在り方というのを検討されておまして、それをまた踏まえて検討していきたいというふうに今考えております。

以上でございます。

○河杉委員 分かりました。先般、クラブの運営等についていろいろ研究すると、やはり例えば会計の者も要るし、それから様々な手配をする人も要る、事務方も少し要るよねと、ある程度、子どもたちを管理というか、見守らなければならないということになれば、その費用負担というものをどうするのか。

それから年に1回、ある程度、事業会計報告を教育委員会のほうにするとということに実はなっているわけで、ですから、どうしても事務方については、保護者の方の協力が不可欠なのかなと。

ただ、保護者の方に投げかけても、なかなか今、共働きの多いもので、賛同を得られるのかどうなのかという実は、様々な課題もあるわけなので、その辺のところは今後の一つの大きな課題なのかなというようなことなので、ぜひその辺のところは憂慮していただき、できるだけ、ある程度軌道に乗れば教育委員会も手が離れていくのかなという気はしておりますけれども、ここ三、四年は、どうしてもそういった見守りが必要なのかなという気はせんではないです。

ですから、とにかくこのままずっとクラブ運営として続けられるのかどうなのかというのが一つの大きな課題でもあるということでございますので、よろしくお願いします。

○久保委員長 御意見よろしいですか。ほかにございませんか。

○田中（健）委員 一般質問でかなりお聞きしましたので、それはそれでいいんですが、これまで部活動の地域移行の話は、教員の働き方改革の問題とセットで出てきたあれで、教員の負担軽減ということがひとつあるし、ブラック部活なんていう本が出ているような形で、そういう言葉も言われたり。

それから、学校依存社会という、今の社会が、いろんなものが学校に依存しきってきて、それが教師の過度な負担になっているということで、そういうことを変えていくということで、それはそういうプラスの面があると思うんですが。

それに今まで学校の先生に頼っていたところを、今度は地域だとかボランティアだとか、あるいは家庭のほうでそれをケアするというのか、それを何とかカバーするというのがこの問題を考えるときに大事になっていくと思うんですが。

そういう視点で、一つは会費の話なんですけど、一般質問で言いました。長門市は月の会費が1,000円と、運動部も、それから吹奏楽のようなものも。長門市は全部で10科目、文化系が2つで、スポーツ系が8つで、それ以上にあまり増やす考え方はないようなんですが。

防府市の場合には、市のホームページに出ている各部のものを見ると、金額が少ないと

ころで3,000円とか、運動部は5,000円とか、それなりの価格になっていきます。

だから、一つはやはりその辺の運営費の補助というものを、運営費の補助を出すからには、きちっと教育委員会が所管すれば、教育委員会のほうに毎年の会計報告というのか、それから、こういうような使い方をしてくださいみたいな一定の基準というのか、ルールのようなものを示していたと思うんですけれども。

少しそういうことも考えないと、地域だとか、先ほど和田委員からは、そのカバーという話がちょっとありましたが、今までの学校の先生方が、言葉は悪いですけども、定額働かせ放題という言葉があるそうですけども、学校の先生はですね、残業手当ということではなくて。

その分が軽減されるところを今度どこが負担していくのかということであれば、ある程度、本来は学校の先生にも残業手当を払うべきだというのが私の考え方ですけども、そこまでの財政的なものはできないにしても、地域にもやはり運営費の補助をしないと、各部にですね。そうしないとこれは、当初は熱意でそれは頑張っただろうということがいくかもしませんが、だんだんそれが難しくなっていく気がします。

この辺、国の補助だとかそういうことがどうなるのか、今の時点ではっきりしないとは思いますが、ぜひこの辺は、国にもしっかり働きかけるし、場合によったら市による単独の負担というのか。

長門市さんは多分それをやって月の会費1,000円というふうに、週に2回と土曜日だけという形で活動日は限定されるみたいですけども、ぜひその辺、これは要望ということでお聞きいただければと思うので、先ほどの回答以上のあれは出ないと思うんですが、ぜひその辺、運営費の補助ということをこれからの課題だというふうにしていきたいと思います。

それで、具体的な質問の一つですが、指導者の問題ですけど、2月ぐらいにホームページに上げられたものを見ると、ソフトテニスが何か指導者が足りていないんだというような形で、これは競技人口も多いので、ぜひ名のりを上げていただきたいというようなことであつたんですが、ソフトテニスは一応指導者のほうは大丈夫ということですか。

○藤井学校教育課長 お答えいたします。

男女のソフトテニスにつきまして、5つの会場に分かれて練習することが可能になりまして、指導者についても確保ができております。

○田中（健）委員 分かりました。以前はもっと少ない指導者ということでした。

もう一つ、一般質問のときにはあまり個別のあれを申し上げるのはいかがかと思っていたんですが、去年の12月に市議会に示された資料を見ると、例えばサッカーは、受ける

クラブは1つなんですけれども、3つの場所でやるように書いてありました、それぞれ独立した形で。

それで、ある意味では、例えば西のほうの学校の生徒は西のほうの学校というような話、東のほうの学校の生徒は東のほうの学校というような受け止めだったのが、今度2月の資料だと、それが市内のみんな一つのところというふうに、変わっております、図の書き方が。

そういうことで、保護者の中には何か当初と話が違うというふうに思われていた節があるのか、そういうことがあったように聞きました。

それで、やっぱりサッカーは指導者が不足しているというようなことというのは、そういうところに現れているのかなと思ったりしております。ぜひ、だから、指導者のほうも、長門市の例で、長門市は九十何人のうち40人超が市の職員だというふうに申し上げました。市の職員さんに、それをまたお願いするのも私としてはちょっと心苦しいんですけれども、そういうことに、むしろ若い職員さんでやってみたいという方もおれば、高校時代とか大学時代にサッカーだとか、市役所にもたしかサッカー部が、今、あるのかどうか知りませんが、あったと思いますので、その辺のことをぜひしっかりとさせていただきたいということ、これも要望で構わないのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ただいま、委員外議員から発言を求める旨がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田委員外議員 ありがとうございます。先ほどの関連なんですけど、先ほどもあったんですけど、国の検討状況というのは今、どうなっているんですか。多少なりとお金が出てくる見込みが、そういう話になっているのかどうか、どういうふうに把握しておられるか、教えてください。

○高橋教育部長 御質問にお答えいたします。

国からちょっと直接には、市にまだ来ていないところでございます。

報道等によりますと、国のほうの有識者会議が国に提言をしたということで、2026年度から6年間を改革実行期間とする。それから、地域移行の名称変更です。地域展開と名称変更をする。クラブでの活動費について、保護者負担額の目安を示すよう国に求めるというような提言、ほかにもございますが、こういうものがされているというふうに認識しております。

それでまた、報道ですが、文部科学大臣が保護者負担の水準や金額の目安を示せるよう検討を進めていくというような報道もございました。

以上でございます。

○石田委員外議員 ありがとうございます。もともとの流れのきっかけが、国が金を払いたくないからというのが、そういうのが主たる原因だろうと、根本的な話の始まりだろうと思うので、教特法も、多少は前に向けてちょっとは増えたりする見込みの話も出ていますけど、困ったものだなという中で分かりました。

あと、先ほどあったマイクロバスです。これ、どれぐらいのサイズのものになるのか、ちょっとイメージを教えてもらえたらと思います。

○高橋教育部長 たしか、運転手込みで29人程度のバスを今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○石田委員外議員 ありがとうございます。日頃、市で、この前とかに止まっているあのタイプでしょうね。分かりました。

その運転手を今、誰にやらしてもらおうとか、そういう話になっていますでしょうか。

○高橋教育部長 運転手についての御質問でございます。

人事担当部、担当所管のところとも相談しながら検討しているところでございます。

以上でございます。

○石田委員外議員 もうちょっと、具体的なことを言ってほしかったんですけど、クリーンとか、その辺を検討されている職員さんに頼んだりとか、そういったことも考えられているんじゃないかなと想像しているんですが、その中で、ちょっとこの前も窓口で言ったんですが、僕、元消防にいたんですが、消防も結構、免許を若い人、みんな持っていたりもしますし、自費で取りに行っていたりして、それ本当は公費負担してほしいんですけど、みんな自腹で行っているんです。

あと、普通は時間外をやらしてもらえなくてもらえないので、サービス残業、消防もたくさんあるんですけど、市民がおらんで言いますが、そういう感じなんですけど、これでちゃんと手当を払ってあげれば、若い人、喜んでやってくれると思いますので、ぜひ、消防の若い人にも声をかけていただいてやってもらうといいんじゃないかと思います。

緊急の呼び出しの出動があるんじゃないかという話もありますが、大災害がない限りはほとんどありませんので、それぐらいの人員的な余裕を持っておかないといけないのが消防なんで、ぜひ活用して、地域貢献に手伝わせてあげていただければと思いますので、どうですか。

○高橋教育部長 御提言ありがとうございます。こどもたちの安心・安全が第一でございますので、責任ある者が運転するのが一番だと考えております。

そういうことも踏まえまして、ちょっと人事課のほうで検討しておりますので、議員の御提言も伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○石田委員外議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

このマイクロバスなんですけど、土日も使われるということだったんですけど、日頃の平日は、夕方以降限定になると思うんです。日中は使わない。

前に、小野のバス、今、1台あるやつも、ほかの用途でも、地域のお困り事とか高齢者の移動手段とか、そういったのを活用すればいいんじゃないかという声が議会でも大分ありましたけど、結局、そのお金の出どころがということで、なかなか前に進んでこなかったんですけど、ちょうど今日、後ろにもいらっしゃるんであれなんですけど、今度はこれ、たしか単独市費でバスを買うんでしたよね。だったら、そういう縛りがないと思っておりますので、ぜひ昼間のそういう活用についても御検討いただきたいと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○久保委員長 石田委員外議員、それはちょっと所管もあるので、一応、要望ということとどめてもらいたい。提言、要望ということとどめていただけますか。

ほかにございませんか。

○藤本委員 すいません、リーフレットのほう、防府市学校部活動改革についての、さっき田中委員が言われたアルトゥーラが1つになっていると言われたのが、令和6年11月29日のが多分、一番最後に出ている図じゃないかなと思うんですが、今もう中学校にこの部がありますよというふうに先生たちが案内を出しているの、こちらの図のほうも最新状態に更新していただければと思いますが、いつ頃の更新予定になりますでしょうか。

○藤井学校教育課長 確認の上、更新する必要があるれば、至急更新したいと考えております。

○藤本委員 調整中になっている科目、種目がたくさんあるので、確認しても絶対更新しないといけないと思うので、早急に御対応をよろしく申し上げます。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、以上で、教育部に関する質問を終わります。教育部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで、執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○久保委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして、藤本委員の福祉部・保健こども部、緊急就労応援事業についてに関する質問をお願いします。

○藤本委員 おはようございます。緊急就労応援事業について質問します。

緊急就労応援事業が始まって約3か月たちました。介護・保育の分野のみについてお伺いします。

それぞれ、今現在で何人受給できたのか。また、条件である雇用年数を変えることはできないのか、お伺いさせてください。

○大濱子育て推進課長 御質問にお答えします。

防府市緊急就労応援事業につきましては、人手不足の深刻化が懸念される介護・保育・看護・運送業の分野における人材確保を支援することを目的として、一定の要件を満たす場合に、1人当たり10万円の補助金を支給するものです。

まず初めに、現時点の補助金が支給された実績につきましては、介護の分野では受給者は3人、保育の分野では受給者2人となっております。

また、この事業は、先ほど御説明しましたとおり、慢性的な人手不足に加え、2024年問題、2025年問題等により、人手不足の深刻化が懸念される分野における人材確保を支援するものであり、長期的に勤務できる方を確保することを目的としていることから、補助要件の1つとなる2年以上の雇用契約につきましては変更することは予定しておりません。

○藤本委員 すみません、看護も抜けていたので、看護のほうの受給人数も、分かれば教えてください。

○大濱子育て推進課長 看護業は、交付決定を受けているのが10人です。

○藤本委員 ありがとうございます。先日もお話をさせていただいたのですが、現場、ちょっと保育園のほうに限定してお話させていただきますが、保育園の園長先生とお話する機会がありまして、保育園の園長先生からしたらパートの先生が欲しいというふうに言われていました。正社員を雇うのにはリスクがあると言われていたのと、雇用年数がパートだと1年というふうには、大体どこの園もなっているそうです。

その1年を2年に変える、無期に変えるというのは、就業規則の変更だったりとか、社労士さんの話、契約書の変更だったりとか、そういったことをしなければいけないと言わ

れていました。

実際問題、1年で辞めてしまう先生というのはいなくて、産休に入られて辞められた先生に、今の現場の状況的には電話をして帰ってきていただく。どうにかパートでもいいから復帰してくれとお願いしているのが、今の保育現場の現状になっています。

ですので、今、この事業が始まってしまっていますので、来年度見直しとなる際には、ぜひこの契約の縛りというものをちょっと円滑にできないかなと、検討していただくよう、再度、強く要望いたします。

そして、長期的にというのをずっと言われているところなんですが、長期的で2年以上というのは長期ではないのではないかと思うのですが、その長期が2年というところのお考えを教えてください。

○大濱子育て推進課長 1年で契約されて、1年ごとに更新されている方も多いうふうにお聞きしています。その次に、1年よりもっと上の段階ということになれば、切りのいいところで2という数字で2年以上ということにしております。

○久保委員長 長期とか大丈夫。それはいい。

○藤本委員 先ほどから言われている長期的に2年以上の縛りになっているので、長期というのが2年なのかというところをお伺いしているのですが。

○大濱子育て推進課長 なるべく多くの方に受給していただきたいということもありますので、3年とか4年とか、長くなればもっと受給が難しくなりますので、1年以外の一番長いところで2年ということで、長期というふうに考えております。

○藤本委員 ちょっと、ここに関しては、もう何回もやり取りさせていただいても変わらない、今、今年度変えることはできないというのは分かっているの、現場のほうの話をしっかり聞いていただいて、現実問題、1年更新していて、雇用年数だけが引っかかって受給できていない方もいらっしゃいますので、前の教育民生委員会的时候にも藤村委員が言われたように、パートの方でも受給できるように、何ならパートの方のほうがこういった受給がしたいと言ったら変な言い方にはなりますが、ちょっと幅広く受給できるように、策を練っていただければと思います。要望して終わります。

○久保委員長 ほかの委員さん、この件に関して何か御質問ございませんか。

ただいま、委員外議員から発言を求めたい旨の挙手がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員外議員 改めてお聞きするのですが、この期間については、とやかく言うつもりはないのですが、これ、2年たって10万円が支給されるということなのでしょうか。

そこだけ確認で。

○大濱子育て推進課長 2年以上の雇用契約をし、ほかの補助金の要件を満たせば、補助対象になるということでございます。

○松村委員外議員 だから、2年たってから出るということ。

○大濱子育て推進課長 2年たつ前から受給のほうはできます。

○久保委員長 いつ、そのお金が入るのかという御質問ですので、それに答えてください。

○大濱子育て推進課長 2年の雇用契約をして、それで事業所が申請すれば、それで交付決定を出して補助金は年度内に支給されるということでございます。

○松村委員外議員 分かりました。そういうことであれば、1年以内にはもう、10万円もらえるということですね。入ってもう、3か月ぐらいでももらえるということになるんですか。

○大濱子育て推進課長 おっしゃるとおりでございます。

○松村委員外議員 ちなみにこれ、2年で契約しておいて、1年で辞めた場合はどうなるんですか。もう、そのままもらっていらっしゃっていいんですか。

○大濱子育て推進課長 辞職の場合には、要件を満たさなくなりますので、その場合は返還対象になり得ると考えております。

○松村委員外議員 実は、私もいろいろ雇用のメニューを使って、うちも企業をやっています、いろいろ今回あったんですけど、1年間やったら補助金がもらえるんですけど、途中で、半年だったら半分もらえるみたいな補助金もあるんです。そうであれば、1年たったら5万円あげますと、一応あげる、5万円は支給するというふうにすれば、結構2年って長いよね、重たいよねという人からすると、2年たてば取りあえず10万円もらえるんだけど、1年たったときは5万円もらえるよというふうにしてあげばいいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。その辺はできますか。その辺、今後検討できないかということです。

○大濱子育て推進課長 分野が広く、またちょっと今後の予算の関係もありますので、今、ちょっとお答えは難しいと考えております。

○松村委員外議員 要望しておきます。

○久保委員長 要望ということで。

○藤本委員 すいません、今、返還の対象となるとお伺いしたと思うんですが、返還、ありましたっけ。

○大濱子育て推進課長 補助交付要綱の中に返還の要件がありますので、最初の要件が満たさなくなった場合で、例えば、故意に突然離職になった場合とかいうのは、また個別に

いろいろ審査の中で判断されるべきと思うんですけど、自分から辞めるとか、そういう場合は返還になる、もしくは最初に受けた条件がもし違っていることが分かれば返還になる。補助金の返還になるというふうに考えております。

○藤本委員 失礼いたしました、確認します。

あと、パートだった方が正社員になるというときは、これは対象外でよかったですでしょうか。

○大濱子育て推進課長 パート職から正職員になるというのは、補助金の交付要綱でも対象外というふうにしております。

○田中（健）委員 ちょっと返還のやり取りを聞いて思ったんですが、最初に交付申請するのは事業所さんですよ。そうすると、お金は事業所に入るわけだから、返還を求められるのは事業所ということになるわけですか。

○大濱子育て推進課長 説明が足りませんでしたけれども、補助金は事業所が申請して個人のほうが受給するという形になります。個人のほうで請求して、直接、個人のほうに入るということになります。

○田中（健）委員 分かりました。そうすれば、返還してくださいというような書類は個人宛に出すということになるわけですね。

○大濱子育て推進課長 そのとおりでございます。

○久保委員長 ほかにございませんか。ただいま、委員会外議員から発言したい旨の申出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 簡潔にお願いします。

○石田委員外議員 これ、政策の目的なんですけれども、パートから正社員は対象外と、先ほど御答弁がありました。この目的が何なのかというのをちょっと改めてお願いできますか。

○大濱子育て推進課長 先ほど申し上げましたとおり、人手不足の深刻化が懸念される分野における人材確保を支援するものであり、長期的に勤務できる方を確保することを目的としております。

○石田委員外議員 ありがとうございます。それでしたらちょっと、パートから正社員を除外するのがいかなものかと思いつつ、さっき、ちょっと一貫性がないのではないかと聞いていたのですが。この事業をやられるに当たり、介護とか保育、看護の職員ということだったですけれども、そういう事業所に対してこういう補助金を市がつくりましたので、ちょっと長期の契約を、2年以上をなるべくやっってくださいとか、そういうふうな促

すような行為というのはされているのですか。

○大濱子育て推進課長 すみません。商工振興課なり、別の課においては、何かそういう動きがあるのかもしれないですけども、うちの課としては、すみません、促すような行為というのは特段しておりません。

○石田委員外議員 担当課が知らないのだから、やっているわけはなくて、やはり、その政策をちゃんと確実に実行していくために、それは当然、市の施策としてやるべき仕事ですよ。誘導するためにそういうふうになっているわけですからね。なので、ぜひその辺をちゃんとやっていただきたいなと思います。

あと、パートの方とか、もうちょっと、使用実績がこれだけ少ないのであれば、予算も当然余ってしまうと思うので、次の、先ほどあった見直しの件々には、またパートから正社員も対象にするとか、その辺も含めて検討していただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

○久保委員長 要望でよろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 では、ないようですので、以上で、藤本委員の質問を終わります。

福祉部の皆様、お疲れさまでした。

ここで、執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 36 分 休憩

午前 11 時 36 分 開議

○久保委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に原田委員、質問をお願いいたします。

○原田委員 学童保育についての質問をいたします。

まず、学童保育は、主に共働き、ひとり親家庭など、放課後に保護者がいない小学生に対して、安全・安心な生活の場を提供することを目的としており、厚生労働省の定義は3つありまして、放課後や長期休業中の安全・安心な生活を保障。2つ目に、日々の生活を通じて、子どもの健やかな成長を支える。3つ目に、保護者の就労と家庭生活を支え、子育てと仕事の両立を図るといふふうにあります。

防府市の規定のほうなんですけども、保護者が就労等により、昼間家庭にない児童を対象に、遊びや生活を通して自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成を目指すとされています。

これらを踏まえると、学童保育は単なる預かりではなく、子どもの成長支援と保護者支援の両立の場として位置づけられています。

早速、質問なんですけども、1の質問です。土曜日や長期休業中の開所開始が午前8時となっていて、こどもを開所より前に連れて行き、開所を待つ保護者もいると聞いています。もう少し早く、7時半ぐらいから開けてほしいとの市民の保護者の方の要望が寄せられています。これは、保護者の切実な声と理解しています。こうした要望を市として把握されているかをお示しくください。

これは1問ずつでいいですか。2問目もお伝えした方がいいですか。（発言する者あり）2問目のほうに行きます。

2問目です。現在の物価高騰の影響を受けて、おやつや質や品数に影響が出ているとの現場からの指摘もあります。おやつは、こどもにとって栄養補給と楽しみの大切な要素であり、そこに質的低下があるのは見過ごせないと思います。

つきまして、市は保護者やこどもの声を聞いてみてはいかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○大濱子育て推進課長 それでは、1点目の御質問にお答えします。

土曜日や休業中の開始時間を早めてほしいという保護者からの問合せは、毎年一、二件程度あります。その際には、留守家庭児童学級などへ送迎を行うファミリーサポートセンターを紹介しております。

2点目の御質問に、続きましてお答えします。

物価高騰の中、購入しているおやつの種類は減っていますが、各留守家庭児童学級や福祉センターの留守家庭児童クラブの支援員が工夫し、現時点でおやつは適切に提供できていると考えておりますので、現在、保護者の声を聞く予定はございません。

以上です。

○原田委員 お答えありがとうございます。開始時間の前倒しとかはないというお答えだと思いますけども、前倒しすることは容易ではないとは思っています。

しかし、開所時間を拡大した事例もあって、富山県のほうでは、夏休みだけ拡大実施をしているところがあって、2024年度夏休みから児童の開所時間を朝の7時から午後7時に延長。これは、保護者の負担軽減のための試験的な取組として行われたという事例がありました。これが大きな注目を集めたというふうに記事がありました。

また、横浜市のほうでは、朝の7時から8時の間に、朝の居場所を提供するモデル事業というのを複数の小学校で実施しているとありました。利用料は無料なんですけれども、1年で保険のお金で800円かかって、朝の受入れニーズに応じて整備されるという事例

があったので、ちょっと一応、紹介しておきます。

人材確保の課題もありますけれども、保護者の声を聞いた私としては、何とか支援策を講じてほしいと思ってこの質問を出しています。

保護者からファミリーサポート制度を利用を勧められたということですが、実際には1時間当たり600円の負担で、夏休み中という現実的ではないとの意見もありました。みまもり隊が地域におられると思うんですけども、ボランティアの連携を通じて、低コストでの開始前の見守り体制が構築できないかを要望いたします。

2番のほうなんですけども、全国平均のおやつ代というのを調べたんですけども、おやつというのは全国で96%以上の学童保育で支給されているということで、されていないところもあるらしいんですけども、ほとんどがおやつは出しているという報告があって、学童保育で提供されるおやつ代は月額で1,500円から2,500円となっていました。

それと別で、人間科学研究という調査で670の施設に調査をしたら、今、2021年の調査なんですけども、児童1人当たりのおやつ代が1,674円が平均となっていて、ちょっと今の防府市より高くなっているところでしたので、物価は高騰しているのも、やっぱり品数や質の低下が起きているのではないかと、もう明らかだと思います。

定期的な現状把握と保護者、こどもの声の確認が望まれますので、どうか現場の声を聞いていただくように御要望いたします。

以上で終わります。

○久保委員長 要望でよろしいですか。この件に関して、ほかの委員の皆様、何か御質問ございませんか。

○田中（健）委員 2番目のおやつ代の話なんですけども、ちょっと私も、これは指導員の方からそういう声を聞いたことがあるので、やはりおやつも物価高騰で量が減ったりとか、物は一緒でも、価格は一緒でも量が減ったりだとか、その辺は多分、工夫はされているんだろうと思うんですけども、そういう形の中で行けば、保護者にアンケートを取るという前段で、指導員の方のそういう御意見を聞くことは必要ではないかと思えます。

保護者の方になると、これはまた、今のままがいいという、物価高騰なので上げてもらっちゃ困るという意見も出てくるし、家庭的に裕福であれば、それは上げてもらったほうがいいという方もありますが、保護者の方ということになると非常に難しい問題が出てきますけれども、指導員の方の御意見をちょっと丁寧に把握していただきたいということだけ、意見として申し上げておきます。

○久保委員長 御意見ということでよろしいですね。

○藤本委員 4月に入って外遊びがない学校が、佐波小学校と華城小学校、留守家庭で外

遊びがないというふうに話が来て、すぐに相談に行ってお対応していただきありがとうございました。

長期休みに今から入りますので、また、暑さ等で外遊びがないかとは思いますが、1クラスには、大体マックスで何人ぐらいが入っているのか教えていただけますか。

○大濱子育て推進課長 すみません、ちょっと今、手元に資料がないんですけども、50人近く入っている学級もあります。

○藤本委員 今から夏休みが来て、大体もう外に出られる日が限られてくるというふうには伺っているんですが、基本的に学童保育というのは、マックス50人であれば、50人があの部屋に1日中いるといったようになってくると思うんですが、夏休みはどういったふうに、あの部屋から出ることができる体制というのは整っているのでしょうか。

○大濱子育て推進課長 お答えします。

夏の場合は、基本的に熱中症の指数が28を超えたら外遊びができないというふうに、学級のほうには指導もしておりますので、室内において本を読んだり、DVDを見たり、中で有意義に過ごせるように各学級で工夫をしております。

○藤本委員 質問を出していないので、要望とさせていただいて終わりますが、1クラスにマックスが50人、考えてみたら多分、分かると思うんですが、これが朝8時から、大体の方が17時ぐらいまで預けるような形になりますので、そういった1か月半ある夏休みですので、工夫のほうをしていただけるように検討をお願いいたします。

○久保委員長 要望でよろしいですね。ほかにございませんか。

ただいま、委員外議員から発言したい旨の挙手がありましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田委員外議員 今の人数の関連で、先ほどの50人というのは、そもそも条例で1人当たり1.65平米が定められて、それを大幅に、2割以上超過している状態なんですよ。

それで、市として、ちゃんと学童の数を増やしていこうとか、そういうふうな条例違反になっている状態を解消していこうという意思があるのかどうかを、まず教えてください。

○久保委員長 御答弁できますか。

○石丸保健子ども部長 条例で、1人当たりのおおむね1.65平米というのにはなっております。

さっき、マックスで50人近くという話がありましたけれども、運用上と言ったらちょっとあれなんですけれども、毎日、全員が登級する日もありますけれども、平均して大体

8割程度の児童さんが登級するという事で、今は運用上、登級率の掛け算をして配置しております。

将来的というか、今、こどもさんは今後減っていくというふうな推計ですけれども、それに伴い減るのではなくて、共働きの家庭が増えるとか、そういった社会的環境も変化することとは考えております。

今、どうしても考えたときに、場所の問題と人材確保の問題がとてもネックになっておいて、右田小学校の例で言えば、特別教室をその後、放課後には留守家庭学級に使わせていただいているというふうな感じでやっております。

また、そういった工夫をしながら、改善に向けていかなければいけないと思っております。

以上です。

○石田委員外議員 ありがとうございます。また今度やりますが、やはりこれ、増え続けているんです。児童数が減り続けているのに、共働きが増えるから、預入れのこどもの数は増え続けているわけで、やっぱり市としても、これの解消に向けて頑張っていたきたいと思っておりますので、9月まで時間があるので、しっかり検討をお願いします。

以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、以上で、付託案件以外の質問を終了いたします。

福祉部・保健こども部の皆様は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会中の継続調査について

○久保委員長 引き続き、委員の皆様には、閉会中の継続調査について御協議をお願いいたします。

前回までの調査項目は、健康福祉について、障害者福祉について、児童福祉について、介護保険事業について、学校教育について、生涯学習について、公民館について、部活動の地域移行についてを継続調査としておりましたが、新たに追加する事項等がございましたらお願いします。

○藤本委員 留守家庭の件はこの問題に入れていただきたいです。

○久保委員長 ないよね。被らないよね。

ただいま……、福祉で含まれますか。ただ、それを言うと、地域部活動……。地域部活

動はあれか。大まか過ぎるんですよ。

ただいま、藤本委員から留守家庭児童学級についてを閉会中の継続調査として挙げたいという御意見がございましたが、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

○田中（健）委員 児童福祉の中に含まれるということはあると思うのですが、特出しすることでもいいのかと思いますので、それはそれで結構だと思います。

それで、併せてちょっと提案ですが、部活動の地域移行というのは、これは昨年度までの呼称で、これを今の地域クラブ活動についてぐらいに変えたほうが良いような気がします。

○久保委員長 ただいま、田中健次委員のほうから、部活動の地域移行については、今の現状に合った形、例えば地域クラブ活動についてということかどうかという御提案がございました。

先ほどの留守家庭児童学級についてを調査事項に加えることと併せまして、ほかの委員さん、御意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ではまず、留守家庭児童学級についての調査事項として追加すること、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 分かりました。では、こちらのほうを追加させていただきます。

そして、部活動の地域移行については、これは呼称を地域クラブ活動についてということに変更するという御異議ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 分かりました。ありがとうございます。

では、そのほかには、継続調査の事項に付け加えるものはないということでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 分かりました。では、以上のように決めさせていただきます。よろしいですか。

それでは、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申出をいたします。

なお、委員会の開催日時については、正副委員長で協議の上、改めて皆様に御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で、教育民生委員会を散会いたします。

午前11時54分 散会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年6月27日

防府市議会教育民生委員会委員長 久保潤爾